

第四十三号議案

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

土地収用法関係手数料等に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法関係手数料等に関する条例（平成十二年東京都条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「法」を「」及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下「所有者不明土地法」に、「及び」を「並びに土地収用法に基づく」に改める。

第二条第一項中「法に」を「土地収用法及び所有者不明土地法に」に改める。

第六条中「法」を「土地収用法」に改める。

別表一の項及び二の項中「法」を「土地収用法」に改め、同表三の項中「法第十八条（法）」を「土地収用法第十八条（同法）」に改め、同表四の項中「法第三十九条第一項（法）」を「土地収用法第三十九条第一項（同法）」に改め、同表五の項中「法第九十四条第二項（法）」を「土地収用法第九十四条第二項（同法）」に、「法第三十八条第一項」を「同法第三十八条第一項」に改め、同表六の項中「法第百十六条（法）」を「土地収用法第百十六条（同法）」に改め、同表備考一中「法第八条第一項」を「土地収用法第八条第一項」に、「法第二条又は法」を「同法第二条又は同法」に、「場合又は法」を「場合又は同法」に改め、同表備考二中「法第四十四条の」を「土地収用法第四十四条の」に、「により法」を「により同法」に、「法第四十四条第二項」を「同法第四十四条第二項」に改め、同表の前に次のように加える。

第一 土地収用法に基づく事務

別表に次のように加える。

第二 所有者不明土地法に基づく事務

事務	額
<p>一 所有者不明土地法第二十七条第一項又は第三十条第一項の規定に基づく裁定の申請に対する事務</p>	<p>(一) 損失補償の見積額が十万円以下の場合 二万七千円</p> <p>(二) 損失補償の見積額が十万円を超え百万円以下の場合 二万七千円に損失補償の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百元を加えた額</p> <p>(三) 損失補償の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合 七万五千六百円に損失補償の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた額</p> <p>(四) 損失補償の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合 二十一万一千六百円に損失補償の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた額</p> <p>(五) 損失補償の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合 二十六万四千四百円に損失補償の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた額</p> <p>(六) 損失補償の見積額が一億円を超える場合 三十六万百円</p>

附 則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

(提案理由)

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の施行に伴い、特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定の申請に係る手数料の規定を設ける必要がある。